

議員提出議案第八号

第八次治山事業五箇年計画における積極的な投資規模を求める意見書

このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、衆参両院議長に意見書を提出する。

平成三年九月三十日提出

提出者	三朝町議会議員	田	栗	公	雄
賛成者	三朝町議会議員	吉	田	公	博
賛成者	三朝町議会議員	岩	本	君	美
賛成者	三朝町議会議員	平	井	一	義
賛成者	三朝町議会議員	岩	井	澄	雄
賛成者	三朝町議会議員	藤	井		享

平成三年九月三十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

第八次治山事業五箇年計画における積極的な
投資規模を求める意見書

治山事業は、国土の保全、水資源のかん養、生活環境の保全・創出等を通じて地域住民の生活の向上に結びつく事業であり、安全で潤いのある緑豊かな社会を建設するためには、生活基盤整備のなかでも最優先で実施されなければならない根幹事業である。

しかしながら、山林面積が九十%を占める本町の治山施設・荒廃森林の整備状況は、今日、依然として低い水準にあり、毎年のように山地災害が発生し、莫大な財産が失われており、改めて治山事業の重要性と治山施設・荒廃森林整備の立ち遅れを痛感しているところである。

よって政府におかれては、治山事業を積極的にかつ着実に推進し、安全で潤いのある生活基盤の形成、総合的な森林整備による水源かん養機能の増進、安全で緑豊かな生活環境の保全・創出等を図るため、次の事項について格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 一 平成四年度を初年度とする「第八次治山事業五箇年計画」を策定するとともに、その計画規模の大幅な拡大を図ること。
 - 二 安全で緑豊かな国土の保全を図り、活力ある山村づくりに資するため地域と一体となった治山事業を強力に推進すること。
- 以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成三年九月三十日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会